

株式会社 HAKI proと比治山大学との食・健康・スポーツを通じた人材育成に かかる連携協力に関する協定書

株式会社HAKI pro（以下「甲」という。）と比治山大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり食・健康・スポーツを通じて、地域社会の発展に貢献する人材を育成するため、連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な協力と信頼関係の下に相互に協力し、より良い社会の創造をめざし食、健康、スポーツなどの分野において、互いの持つ資源やノウハウを有効に活用し、地域社会の発展に貢献する人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力を行う。

- (1) 地域社会の人材育成に関すること
- (2) 地域社会の発展に係る調査・研究・開発に関すること
- (3) 甲乙間で実施する共同研究等の推進とこれに伴う交流に関すること
- (4) 乙に所属する学生に対するインターンシップの機会に関すること
- (5) その他、地域社会の発展のために、両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当者を定め、定期的に協議を行うものとする。

（本連携に関する費用）

第4条 第2条に定める各号に係る運営費・経費等（以下「運営費等」という。）

は、甲及び乙が協議の上、それぞれが負担する。

2 前項に加えて、両者共同で獲得した外部資金を運営費等に充てることができる。

（成果の取り扱い）

第5条 本連携によって得られた成果（以下「本成果」という。）は、原則として甲及び乙が協議の上、それぞれが所有するものとし、両者が協力して、適切に知的財

産化を行う。

- 2 本連携に関わる研究者のインセンティブとして、甲及び乙は、両者別途合意するルールの下、本成果の外部発表を推奨する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に某づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議)

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

令和8年4月1日

(甲) 広島市西区大芝2丁目9番2号
株式会社 HAKI pro
代表取締役 安部友裕

(乙) 広島市東区牛田新町4丁目1番1号
比治山大学
学長 宮谷真人